

徳島県告示第三百六十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	廃止年月日
有限会社シイノ	徳島市渋野町西池二七一	光の園ヘルパーステーション	徳島市渋野町西池二七一	訪問介護	令和二年三月三十一日	令和二年四月三十日
アドボケイト株式会社	同 蔵本町二丁目一番地	なすな訪問看護ステーション	同 蔵本町二丁目一番地 ダイバーシティビル二	訪問看護	同	同
パナソニックエイジフリー株式会社	大阪府門真市大字門真一〇四八番地	パナソニックエイジフリーケアセンター 徳島万代・デイサービス	同 万代町六丁目一番三	通所介護	同	同
		パナソニックエイジフリーケアセンター 徳島万代・ショートステイ	同	短期入所生活介護	同	同